

FOODEX JAPAN 2023 共同ブース設営業務委託
提案公募仕様書

2022年10月24日（月）

福岡商工会議所 産業振興部

1 委託事業名

FOODEX JAPAN 2023 共同ブース設営業務委託

2 公募期間

2022年10月24日（月）～11月14日（月）

3 事業概要

(1) 目的

アジア最大級の食品・飲料総合展示会である FOODEX JAPAN（国際食品・飲料総合展示会）への出展を通じて、福岡県内の食品メーカーの海外販路拡大支援を行う。

(2) 名称

FOODEX JAPAN 2023 共同ブース出展

(3) 主催

福岡商工会議所

(4) 開催概要

名 称 FOODEX JAPAN 2023（第48回 国際食品・飲料展）
会 期 2023年3月7日（火）～10日（金）10:00～17:00（最終日は16:30まで）
会 場 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
主 催 一般社団法人日本能率協会ほか

【参考】共同ブース募集概要

対 象 福岡県内に所在する事業者（食品製造又は加工業）であること

審査基準 ①海外輸出に取り組む事業者であること

②既に海外輸出可能な商品を有していること

※関東地域での大型店展示会への出店経験がない事業者を優先して選定する

ブース規模 8ブース（1ブース：2.97m×2.97m）を16社分に区切って使用

※出展カテゴリ：にっぽん食輸出展

参加費用 会 員：120,000円（税込） 非会員：240,000円（税込）

【参加費用に含まれるもの】

①出展料 ②基本備品代（社名版・コンセント100v・スポットライト・会議テーブル等）

【参加費用に含まれないもの】

①オプション備品代（冷蔵ストッカー等）、②通訳派遣費代、③自社資料印刷費（英訳）

④旅費・宿泊費、⑤運搬費 など

4 委託する業務内容

事業を円滑に実施・運営するための参加者管理、設営にかかる業務とする。各業務の詳細については下記のとおりである。業務の遂行にあたっては、上記「事業内容および目標」に沿って、効果的な事業になるよう留意すること。

(1) 全般

- ▶ 本事業に係る全般的な管理（出展企業各社への連絡・対応）
- ▶ 全体スケジュール作成
- ▶ 必要情報を取りまとめたうえでFOODEX出展マイページへの入力
- ▶ 設営全般に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施（消毒対応・飛沫防止対応）

(2) 事前準備

- ▶ 出展企業各社への確認（出展場所、追加備品、社名板など）
 - ▶ 出展企業各社の追加備品代請求を行い、日本能率協会が定める振込先への支払い
 - ▶ 電気工事（基本1社1配線 100v）の準備
 - ▶ 給排水（手洗い場）設営の準備
 - ▶ その他、共同スペース（ストックスペース、商談テーブル等）の設営準備
- ※1ブースにつき100V/300W容量までの一次側幹線工事は主催者（日本能率協会）にて実施。
※電気使用料、水道使用料は委託費に含む。
※基礎ブースの仕様等は本展示会公式HPをご覧ください。
<https://www.jma.or.jp/foodex/exhibit/fee.html>

(3) 会場設営（会期中）

- ▶ 共同ブース設営（ブース、電気工事、給排水（手洗い場）、各種サイン、備品準備等）
- ▶ 出展企業各社への対応（設営ブース、備品の確認等）
- ▶ 記録写真の撮影

※開催前日（3月6日(月)）正午までに、ブース設営を完了させること。
※開催前日と初日は会場内に常駐すること。2日目以降は、常駐する必要はないが早急に対応ができる体制をとること。

(4) 事業実施後

- ▶ 報告書の作成

5 契約期間

契約締結日から2023年3月17日まで

6 業務を遂行する上で必要な事務

- ① 受託者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること
- ② 企画検討、連絡調整のため、事務局との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと
- ③ 打ち合わせ以外にも、当所と十分な協議を行うために、随時連絡調整を行うこと
- ④ 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること

- ⑤ 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること
- ⑥ 当所が実施する調査等に協力すること
- ⑦ 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により当所の承認を得ること

7 提出する成果物と提出期限

本業務の成果物として、事業報告書の電子データを2023年3月17日までに、委託者へ提出すること。事業報告書には、上記「目的達成の状況（商談結果を高める配慮、商談しやすいレイアウトであったか等）」を記載すること。

8 その他留意事項

- ① 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- ② 受託者は、本事業を遂行するための個人情報、事業者情報その他当実行委員会の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- ③ 個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。
- ④ 本業務に係る成果物の著作権は、委託者に帰属し、委託者の他の媒体における二次利用を可能とする。
- ⑤ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ⑥ 業務の履行にあたっては、委託者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- ⑦ 動画は配信を目的とし、複数のサイト等で使用するため、権利等の制限を必要最小限にし、関係者が自由に使用できるようにする。また、配信の際に、編集可能なものとする。
- ⑧ 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、業種別ガイドラインや国・福岡県の通知に基づき、実施すること。

以上